

◎新潟県告示第862号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があり、登録台帳への記載事項を次のとおりとした。

令和6年8月6日

新潟県知事 花 角 英 世

登録番号	15016	登録年月日	平成16年8月19日				
登録検査機関の名称	有限会社 内山農産						
代表者氏名	代表取締役 内山 博登						
主たる事務所の所在地	新潟県上越市大字小泉543番地						
登録の区分	品位等検査						
農産物の種類	国内産玄米						
農産物検査を行う区域	農 産 物 検 査 員			成 分 検 査 業 務 受 委 託 先			
	氏 名	農産物の種類	証明書番号	受委託の区分	登録検査機関の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地
新潟県	内山 義夫	玄 米	K1516131				
	内山 博登	玄 米	K1517143				
備 考	略称『(有)内山農産』 令和6年8月6日 代表者氏名の変更。						